

令和 5 年度 運営指導における主な指導事例  
(定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する事項)

1 人員基準

(1) 従業員の員数について

【事例】

サービス提供時間帯を通じてオペレーターを配置していない。

- ア オペレーターは提供時間帯を通じて 1 以上配置する必要があります。  
勤務予定表を作成するに当たって、適切に配置しているかご確認ください。

2 運営基準

(1) 地域との連携等について

【事例】

介護・医療連携推進会議（オンライン開催を含む）を開催していない。

- ア おおむね 6 月に 1 回以上開催する必要があります。

※ 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の変更に伴い、令和 5 年 5 月 8 日以降は運営推進会議の書面開催は原則として認められておりません。